

本 MindSphere 補足条項 (以下「**本 MindSphere 条項**」という。) は、オーダーに「MSPH」の英数字コードが指定された提供物、又は本 MindSphere 条項がオーダーで参照されている提供物に関してのみ、お客様とシーメンスの間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) を修正するものです。本 MindSphere 条項は、適用する UCA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。本 MindSphere 条項に基づく提供物は、主にクラウドサービスで構成されています。

1. 定義

本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所にて定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 MindSphere 条項に適用されます。

「**アカウント**」とは、個別又は集合的な 1 つ以上のウェブベースのアカウントを意味します。シーメンスが指定する特定の URL 経由でプラットフォーム上の一定の提供物にアクセスして使用できます。

「**アプリケーションカスタマー**」とは、お客様が自己のアカウントでカスタマーアプリケーションにアクセスして使用することを許可した個人又は団体を意味します。

「**権限を有する代理人**」とは、(i) お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的でサービスへのアクセスを必要とする個人、(ii) OEM 顧客のユーザー、又は (iii) 提供物にアクセスして使用することを本 MindSphere 条項で明示的に許可されている個人を意味します。

「**正規ユーザー**」又は「**指名ユーザー**」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人を意味します。本 MindSphere 条項又は該当するドキュメントで、一般的なログインの使用が明示的に許可されていない限り、正規ユーザーは、提供物にアクセスして使用するには固有のユーザーIDを使用する必要があります。ユーザーIDを他の個人と共有することはできません。

「**カスタマーアプリケーション**」とは、クラウドサービスと相互運用し、お客様がユーザーに対して利用可能にする、お客様のコンテンツ及びソフトウェアを意味します。カスタマーアプリケーションは、クラウドサービスとは異なる価値をユーザーに提供する必要があります。クラウドサービス、ソフトウェア、ドキュメント、及びシーメンス IP は、カスタマーアプリケーションに含まれません。セルフホストアプリケーションはカスタマーアプリケーションに含まれます。

「**開発者用マテリアル**」とは、シーメンスによる Developer Services の提供の過程で、シーメンス又はその代理人が提供するソフトウェア、DevOps Guide、及びにその他専用マテリアル又は専有情報を意味します。

「**Developer Services**」とは、お客様がカスタマーアプリケーションの開発とテストを行うことを可能にするクラウドサービスを意味します。

「**DevOps Guide**」とは、ドキュメントの一部として利用可能な MindSphere DevOps Guide を意味します。

「**ガイド**」とは、ドキュメントの一部として利用できる MindSphere Marketing Guide 及び DevOps Guide を意味します。

「**高リスクシステム**」とは、安全な状態を維持するためのフェイルセーフ機能又はフォールトトレラント機能等強化された安全機能を必要とする装置又はシステムで、その装置又はシステムの障害が死亡、人身傷害、又は重大な財産被害に直結することが合理的に予見できるものを意味します。高リスクシステムは、重要なインフラストラクチャ、直接医療をサポートする装置、航空機、列車、船舶、或いはカーナビゲーション又は通信システム、航空管制、兵器システム、原子力施設、発電所、医療システム及び施設、並びに輸送施設で必要となる場合があります。

「**マーケティングコンテンツ**」とは、カスタマーアプリケーションのマーケティング活動又は提供に関連して、お客様又はその代理人が提供するドキュメント、情報、又はその他のコンテンツを意味します。マーケティングコンテンツには、お客様がシーメンスに提供する形式での商標、称号、及びロゴが含まれます (表示を最適化する目的で変更が加えられます)。マーケティングコンテンツは、お客様のコンテンツに含まれます。

「**MindSphere Launchpad**」とは、アカウントにログインすると表示される MindSphere Launchpad を意味します。一般的なオペレーティングシステム (OS) のデスクトップと同様に、MindSphere Launchpad により、割り当てられた様々なクラウドサービス又はカスタマーアプリケーションの起動が容易になります。

「**OEM 契約**」とは、OEM Services の提供者としてのお客様と OEM 顧客との間の書面による契約を意味します。

「**OEM 顧客**」とは、お客様から OEM Services を受ける第三者を意味します。

「**OEM Services**」とは、一部のクラウドサービスに基づいてお客様が OEM 顧客に提供するサービスを意味します。

「**Operator Services**」とは、お客様がカスタマーアプリケーションを導入、運用、公開、又は提供できるようにするクラウドサービスを意味します。

「**Package**」とは、適格なクラウドサービスと組み合わせたカスタマーアプリケーションを意味します。

「**永久**」ライセンスとは、有効期限が設定されていないソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守は含まれません。

「**プラットフォーム**」とは、クラウドサービスが提供されるシーメンス所有のクラウドベースのプラットフォームソリューションを意味します。プラットフォームには、産業用モノのインターネット (IIoT) ソリューション「MindSphere」が含まれます。

「セルフホストアプリケーション」とは、プラットフォーム外部の広域ネットワークで、お客様の自己責任において、お客様(又はお客様によって許可された第三者)がホストするソフトウェアを意味します。これには、スマートフォンやタブレットコンピュータ等のモバイルデバイスで実行されるソフトウェア(「モバイルネイティブアプリケーション」と呼ばれることもあり、ドキュメントに詳細が記載されています)が含まれますが、これらに限定されません。

「ストア」とは、シーメンス又はその代理人が運営するオンラインストアを意味します(例: <https://www.mindsphere.io/store>)。

「対象地域」とは、オーダーに地理的な場所が指定されていない限り、全世界を意味します(本契約における輸出規制の遵守に関するお客様の義務に準拠します)。

「Trial」とは、適用するオーダーで「トライアル」提供物として指定されている提供物を意味します。

2. 一般条項

- 2.1 アクセス権の付与及び使用** 各提供物は、サブスクリプション期間中に正規ユーザーが、エンタイトルメント及び本契約にのみ基づいて対象地域内でのみアクセスして使用することができます。お客様は、暦月 1 回を上限として、提供物にアクセスしそれを使用するための権利を、同じ使用権のカテゴリー内の特定の正規ユーザーから、別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。
- 2.2 補足条項又はガイドの変更 提供物のエンハンスメント** シーメンスがサブスクリプション期間中に本 MindSphere 条項を更新するのは、かかる更新が、(i) お客様の権利に重大な悪影響を及ぼさない(エンタイトルメントやサービスレベルに関する事項等) 場合、又は (ii) 提供物若しくはカスタマーコンテンツに関してシーメンスが保持しているセキュリティ対策が大幅に劣化しない場合のみとします。上記の制限は、次のいずれかの場合に本 MindSphere 条項を変更するシーメンスの能力を制限するものではありません。(i)適用法令を遵守する必要がある場合、(ii) 重大なセキュリティ上のリスクに対処する場合、(iii) 変更条項に従ってクラウドサービスに加えられた変更を反映する場合、(iv) お客様の提供物へのサブスクリプションの一部として、追加料金なしで提供される新機能、補完、エンハンスメント、機能、又は追加のクラウドサービス又はソフトウェアに適用される場合。お客様が、かかる新機能、補完、エンハンスメント、機能、又はクラウドサービス若しくはソフトウェアを使用する場合、かかる使用にはその時点の MindSphere 条項 (<https://www.siemens.com/sw-terms/supplements>) が適用されます。それ以外の場合で、サブスクリプション期間中に補完条項の更新がお客様に適用される場合、シーメンスは、商業的に合理的な努力を払い、かかる変更の 90 日前まで、又は本契約の他の部分に記載されている通知条件に従って、お客様に通知するものとします。シーメンスは、ガイドを随時変更することができます。変更は、新しいバージョンのリリースをもって有効となります。但し、サブスクリプション期間中、シーメンスはお客様の要求に応じて、変更の発効日を該当サブスクリプション期間の終了日まで(但し 6 か月を超えない範囲で)延期することができるものとします。ガイド及び本 MindSphere 条項との間に矛盾がある場合は、本 MindSphere 条項が優先されるものとします。
- 2.3 API の変更** サブスクリプション期間中、シーメンスは、お客様が使用しているお客様向け API を変更することがあります。かかる変更が重大であり、下位互換性がない場合、シーメンスは 12 か月前までにお客様に通知するものとします。但し、次のいずれかの場合、この通知は必要ないものとします。(i) シーメンス又はクラウドサービスに安全を脅す知的財産権の問題をもたらす場合、(ii) シーメンスが法的要件に違反する原因となる場合。
- 2.4 お客様のコンテンツの開発及び提供** お客様は、コンテンツの使用、アクセス、変更の条件として、シーメンス又はシーメンスのビジネスパートナーが提供するソフトウェア又はサービスについて、以下を要求するライセンスをクラウドサービスに適用したり、そのようなライセンスが適用されるお客様のコンテンツをアップロードしたりしないものとします。(i) ソースコードの形式で開示又は配布されること。(ii) 派生製品を作成する目的で受領者にライセンスが付与されること。(iii) 無償でライセンスが付与されること。(iv) 商業目的で使用しないこと。(v) 何らかの方法で妨害が及ぶこと。お客様は、お客様のコンテンツや第三者のコンテンツを使用したクラウドサービスの構成、組合せ、利用、又はクラウドサービス関連のユーザーによるその他の第三者の装置、ソフトウェア、サービスの使用に関連する第三者からの請求、損害、罰金、費用(弁護士費用を含む)について、シーメンス及びその関連会社、請負業者、代表者に対して補償するものとします。
- 2.5 第三者のコンテンツ** お客様は、以下について確実に了承するものとします。(i) シーメンスは第三者のコンテンツをテスト、検証、又はその他の方法でレビューする義務を負わないこと。(ii) 第三者のコンテンツはお客様のコンテンツ及びユーザーによる第三者のコンテンツの使用に関するデータを収集し使用することができること。(iii) お客様は、ユーザーがクラウドサービスにかける通話の互換性を含め、お客様のコンテンツの開発及び技術的運用について責任を負うこと。
- 2.6 高リスク使用** お客様は、以下について了承し同意するものとします。(i) 高リスクシステムの機能がクラウドサービスの適切な機能に依存する場合、クラウドサービスが高リスクシステムの運用又は当該システム内で使用されるように設計されていないこと。(ii) クラウドサービスの使用を通じたデータ処理の結果はシーメンスの管理範囲外であること。お客様は、クラウドサービスの使用を通じた高リスクシステムの運用又は当該システム内でのクラウドサービスの使用に関連する第三者からの請求、損害、罰金、費用(弁護士費用を含む)について、シーメンスとその関連会社、請負業者、及びそれらの代表者に対して補償するものとします。
- 2.7 Trial** Trial として提供される提供物はすべて無償になります。シーメンスは、Trial のサブスクリプション期間(これ以降は「無償 Trial 期間」と表記)の正確な開始日と終了日をメールでお客様に通知するものとします。お客様は、無償 Trial 期間が終了する 14 日前迄、contract.mindsphere.sisw@siemens.com 宛てに書面で通知することにより、無償 Trial 期間中、いつでも Trial を終了できるものとします。シーメンスは、お客様の書面による終了通知を受領した後、お客様の Trial へのアクセスをいつでも停止できるものとします。Trial を終了すると、対応する注文済みの有償サブスクリプションも終了します。無償 Trial 期間が終了すると、対応する有償サブスクリプションのサブスクリプション期間が開始され、お客様にはそれに応じた請求書が発行されます。

- 2.8 **ドキュメント** 提供物及びエンタイトルメントの詳細については、<https://siemens.mindsphere.io/en/docs/Product-Descriptions-Overview> を参照することにより本契約に組み込まれます。ドキュメントには、適用される制限、その他の属性及び指標、前提条件、又はアセット属性等の価格設定のためのスケールングファクター、並びに、第三者によりライセンスが付与されるオープンソースソフトウェアを含む、第三者のソフトウェア、テクノロジー、データ及びその他のマテリアルに適用される追加の第三者条項等の情報が含まれます。
- 2.9 **通知** UCA 第 13.6 条に関係なく、シーメンスへの通知は contract.mindsphere.sisw@siemens.com 宛てに送信するものとします。
3. **個別条件**
- 3.1 **Start for Free 固有条件**
- 3.1.1 **サブスクリプション期間、契約終了** MindSphere Start for Free のサブスクリプション期間は 1 か月とします。直前のサブスクリプション期間の終了後、便宜のためにお客様又はシーメンスが少なくとも 30 日前に事前に通知してサブスクリプションを終了するまで、サブスクリプション期間は月単位で自動的に更新されます。契約終了は月末に有効となるものとします。シーメンスが単独の裁量でいつでも無償の提供物を変更、制限及び中止する権利は、影響を受けないものとします。
- 3.1.2 **データプライバシー通知** お客様は、第三者の個人データを本プラットフォームにアップロードして保存することはできません。お客様の個人データの処理は、以下のサイトに掲載されているシーメンスのプライバシー通知が適用されます。
<https://www.siemens.com/privacy>.
- 3.2 **お客様の OEM Services 固有条件** 一部のクラウドサービスでは、お客様が OEM Services を OEM 顧客に提供することができます。OEM Services には、以下の条件が適用されます。
- 3.2.1 **対象となるクラウドサービス** お客様は、本契約又はドキュメントで明示的に許可されている場合に限り、OEM Services の一環として、ユーザーにクラウドサービスへのアクセスを許可することができます。
- 3.2.2 **使用権** 本 MindSphere 条項に記載されている制限を条件とし、シーメンスは、お客様のアカウントの下で OEM Services にアクセスして使用することを OEM 顧客及びそのユーザーに許可する、譲渡不能、サブライセンス不能、期限付き及び取消可能な権利をお客様に付与します。
- 3.2.3 **MindSphere Launchpad 及びサポート** お客様は、お客様が OEM 顧客に割り当てた適格なクラウドサービス又はカスタマーアプリケーションにアクセスして使用することを目的として、MindSphere Launchpad へのアクセス及び使用を当該 OEM 顧客のユーザーに許可することができます。このような場合、お客様は MindSphere Launchpad で提供されるシーメンスのサービス及びサポート情報を、お客様の会社のサービス及びサポート情報に置き換える必要があります。お客様は、OEM 顧客及びそのユーザーに対するサポートを提供することに単独で責任を負うものとします。お客様は、シーメンスがお客様に提供するクラウドサービスのサポートを、OEM 顧客又はそのユーザーが使用できるようにすることはできません。
- 3.2.4 **マーケティング** お客様は、マーケティング活動と広告活動において、シーメンスではなくお客様が、OEM Services のプロバイダーとして識別されることを保証します。但し、お客様は OEM Services がプラットフォーム及びクラウドサービスを利用していることを、お客様が識別できる場合に限りします。
- 3.2.5 **お客様の役割** お客様は、以下について承認し同意するものとします。(i) OEM Services へのアクセス及び使用に関連する契約関係は、お客様と OEM 顧客との間にのみ成立すること。(ii) シーメンスはお客様にのみ提供物を提供し、OEM Services のアクセス又は使用に関して、OEM 顧客及び/又はそのユーザーに対していかなる義務又は責任も負わないこと。
- 3.2.6 **OEM 契約** お客様が、お客様の関連会社以外の OEM 顧客に OEM Services を提供するには、OEM 契約が必要です。お客様は、OEM 契約が本契約と矛盾していないこと、又、シーメンスを本契約と同程度に保護することを保証し、以下の条件について明示的に記載するものとします。(i) OEM Services に関する質問、苦情、クレームの宛先となるお客様の会社名、住所、連絡先情報(電話番号、メールアドレス)。(ii) 契約はお客様と OEM 顧客との間にのみ成立し、シーメンスと OEM 顧客との間には成立しないこと。(iii) OEM 顧客は適用法令及び <https://www.siemens.com/sw-terms/aup> に掲載されている利用規定に常に準拠すること。(iv) シーメンスは OEM 契約の第三受益者であること。(v) 高リスクシステムの機能が OEM Services の適切な機能に依存する場合、OEM Services は高リスクシステムの運用又は当該システム内で使用するよう設計されていないこと。お客様は、OEM 契約の実施と適用法令の遵守について責任を負うこととします。お客様は、OEM 顧客若しくはそのユーザーが上記条件に違反した場合、又はお客様が OEM 顧客若しくはそのユーザーに対して関連する強制措置を実施する場合、直ちにシーメンスに通知するものとします。
- 3.2.7 **データ** 法律で要求される場合、お客様は、OEM 顧客のデータ(個人データを含む)を処理し保護するために、OEM 顧客と適切な契約を締結するものとします。お客様と OEM 顧客との間にかかる契約により、シーメンスとその請負業者は、本契約に記載されているお客様、OEM 顧客、及びそのユーザーのあらゆるデータ(個人データを含む)を処理できるものとします。
- 3.3 **Developer Services 固有条件** お客様が Developer Services を使用する場合は、以下の条件が適用されます。
- 3.3.1 **お客様の義務** 書面による別段の合意がない限り、又は本契約で明示的に許可されていない限り、Developer Services を使用する際に、次の条件に従うこととします。(i) 実稼働環境又は商業用途での使用を目的とするのではなく、カスタマーアプリケーションの開発、テスト、デモンストレーションを行う目的でのみ Developer Services を使用すること。(ii) カスタマーアプリケーションが DevOps Guide に準拠していること。(iii) プラットフォーム外部のデバイス、場所、データベース、アプリケーションを使用し、該当するクラウドサービスを提供する目的でシーメンスが使用しているデータセンターの広域ネットワークの出口を経由して、お客様のコンテンツをプラットフォーム外部の宛先に転送しないこと。(iv) 該当するクラウドサービスの正しい用途で必要になる範囲を除き、プラットフォーム外部に導入されたアプリケーション、サービス、ソフトウェアを MindSphere API と相互運用しないこと。お客様は、Developer Services が機密情報とみなされるようなデータへのアクセス、利用、その他の処理のために使用されるよう設計されていないことを了承し同意するものとします。

- 3.3.2 お客様の実施責任** お客様は、(i) 各カスタマーアプリケーションの技術、機能、性能、セキュリティ、ユーザーインターフェースの評価及びテストの実施、(ii) 各カスタマーアプリケーションの DevOps ガイドと本契約で規定されている要件への準拠、(iii) シーメンスが提供する技術的自己認証プロセスの実施について責任を負うこととします。
- 3.3.3 レビュー** シーメンスは、直接実施するか協力会社を通じて実施するかを問わず、各カスタマーアプリケーションのレビューを実施する権利を有していますが、こうしたレビューを実施する義務を負うことはありません。このレビューを実施したかどうかに関係なく、シーメンスがカスタマーアプリケーションを保証することはありません。また、レビューの有無についてお客様に通知することはありません。DevOps ガイドに、レビューの基準及びプロセスに関する追加条件が記載される場合があります。お客様は、レビュープロセスにおいてシーメンスに協力し、お客様の事業運営に関する情報等、シーメンスが合理的な範囲で要求する情報及び資料を提供することに同意するものとします。シーメンスが適切であると判断した場合、レビューの基準及びプロセスについて、シーメンスはいつでも導入及び変更を行うことができるものとします。レビューの過程でシーメンスが入手したお客様の非公開情報は、お客様の機密情報とみなされます。
- 3.3.4 拒否** シーメンスは、該当するカスタマーアプリケーションがいずれかの要件を満たしていないと判断した場合、又はシーメンスの一般的なビジネス要件に適していないと判断した場合、そのカスタマーアプリケーションの実稼働環境での使用を拒否することができます。シーメンスがカスタマーアプリケーションを拒否した場合、お客様は、プラットフォームに関連した操作及びマーケティング活動を行う目的でそのアプリケーションを第三者に提供しないこととします。
- 3.3.5 カスタマーアプリケーションに関する権利** お客様は、シーメンスの権利、第三者の権利、開発者用マテリアルの権利に従うことを条件として、お客様又はお客様の代理人が開発者用サービスを使用して開発したカスタマーアプリケーションをはじめとする成果物について、全ての知的財産権を所有するものとします。
- 3.3.6 ライセンス許諾** シーメンスはお客様に対して、カスタマーアプリケーションの開発及びテストのためにのみ、開発用マテリアルを使用し、第三者に使用を許可する、譲渡不能、サブライセンス不能、期限付き且つ取消可能なライセンスを付与します。お客様は、お客様のアカウントにおいて、第三者が使用するカスタマーアプリケーションのデモンストレーション又はテストを行う目的で、その第三者に対して開発者用サービスへのアクセスを許可できるものとします。
- 3.4 オペレータサービス固有条件** お客様がオペレータサービスを使用する場合、以下の条件が適用されます。
- 3.4.1 お客様の義務** 書面による別段の合意がない限り、又は本契約で明示的に許可されていない限り、オペレータサービスを使用する際、次の条件に従うこととします。(i) 自分で使用するために(又はアプリケーションカスタマーが使用するために)、カスタマーアプリケーションの導入、運用、又は提供を行う目的でのみオペレータサービスを使用すること。(ii) カスタマーアプリケーションの開発及び変更を行わないこと。(iii) カスタマーアプリケーションを、各ガイド及び本契約で規定されている要件(以下「要件」という。)に準拠させること。(iv) プラットフォーム外部のデバイス、場所、データベース、アプリケーションを使用し、該当するクラウドサービスを提供する目的でシーメンスが使用しているデータセンターの広域ネットワークの出口を経由して、カスタマーコンテンツをプラットフォーム外部の宛先に転送しないこと。(v) 該当する提供物の正しい用途で必要になる範囲を除き、プラットフォーム外部に導入されたアプリケーション、サービス、ソフトウェアを MindSphere API と相互運用しないこと。
- 3.4.2 保守及び削除** お客様は、最新のバグ修正プログラム及びパッチを適用することにより、カスタマーアプリケーションを常に最新の状態に保つこととします。カスタマーアプリケーションが要件を満たしていないとシーメンスが判断した場合、シーメンスはお客様に対して、カスタマーアプリケーションを更新して要件を満たすように通知することができます。この通知に記載された期間内にお客様がコンプライアンス違反の状態を是正できなかった場合、シーメンスはお客様に対して、コンプライアンス違反の原因となっているカスタマーアプリケーションの削除又は販売停止(或いはその両方)を要求することができます。シーメンスは、そのカスタマーアプリケーションを削除する権利を有しています。
- 3.4.3 保険** シーメンスから要求があった場合、お客様はカスタマーアプリケーションに関して保持している保険契約に関する情報をシーメンスに提供することとします。シーメンスは、お客様の費用において、特定の種類のカスタマーアプリケーションについて一定レベルの保険を取得して維持することをお客様に要求できるものとします。
- 3.4.4 サポート、ユーザードキュメント、マーケティング活動** お客様は、カスタマーアプリケーションに関するサポートを提供する責任を負います。シーメンスがカスタマーアプリケーションに関するサポートの問い合わせを受けた場合、シーメンスはその問い合わせをお客様に転送します。お客様は、セキュリティ保護やプラットフォーム外に存在する機能を説明する等、カスタマーアプリケーションの機能を正確に反映したユーザードキュメントをアプリケーションカスタマーに提供します。お客様は、カスタマーアプリケーションに関する全てのマーケティングコンテンツに責任を負います。お客様は、各ガイドに準拠したマーケティングコンテンツのみを公開します。お客様は、全てのエンドユーザーとのコミュニケーションにおいて、シーメンスではなくお客様自身がお客様のアプリケーションのプロバイダーとして識別されることを保証します。
- 3.4.5 ストア** お客様は、シーメンスのストアが利用可能な国のうち、お客様がオペレータサービス内で選択した国において、ストアを使用してアプリケーションカスタマーに対してカスタマーアプリケーションを宣伝することも、別の方法でマーケティング活動を行うこともできます。お客様は、ストアにアクセスしたアプリケーションカスタマーの IP アドレスを、シーメンスが特定の国のアドレスであると判断した場合、そのアプリケーションカスタマーの所在地がその国であることに同意するものとします。お客様は、各ガイドに従い、いつでもカスタマーアプリケーションをストアから削除することができます。お客様がストアからカスタマーアプリケーションを削除した場合は、見込み客のみに適用され、そのアプリケーションを契約している既存のユーザーには影響しないものとします。お客様はカスタマーアプリケーションの削除後も、現在のサブスクリプションが全て終了するまで、現在の加入者が該当するカスタマーアプリケーション(関連サポートを含む)を既存のユーザーを使用できるようにするものとします。シーメンスは、カスタマーアプリケーション、お客様、カスタマーアプリケーションに関するお客様のパフォーマンス、ストアについて、アプリケーションカスタマーが評価及びフィードバックを行うための仕組みを導入することができます。シーメンスは、これらの評価及びフィードバックを公開できるものとします。お客様は、本契約で規定されているライセンスの他に、シーメンスと及びそのビジネスパートナーに対して、次に示す世界的、非独占的、譲渡可能、サブライセンス可能な

ロイヤリティフリーの権利を付与することとします。(i) ストア経由で提供されるカスタマーアプリケーションの配布及び宣伝を行うための権利。(ii) お客様が規定するガイドラインに従ってお客様のマーケティングコンテンツを使用するための権利。(iii) 見込み客に対するデモンストレーションに関して、カスタマーアプリケーションのアクセス、表示、宣伝等を行うための権利。

- 3.4.6 アプリケーションカスタマーとの契約** お客様は、カスタマーアプリケーションのサブスクリプションに関する記録上のライセンスサー及び販売者となります。アプリケーションカスタマーは、お客様との間で使用許諾契約（以下「**アプリケーションカスタマー契約**」という。）を締結していることを条件として、カスタマーアプリケーションにアクセスすることができます。お客様は、各アプリケーションカスタマー契約に、次の事項を記載するものとします。(i) お客様の会社名、住所、カスタマーアプリケーションに関する質問、苦情又はクレームの問い合わせ先（電話番号、メールアドレス）。(ii) アプリケーションカスタマー契約はお客様とアプリケーションカスタマーとの間でのみ締結される契約で、シーメンスとアプリケーションカスタマーとの間の契約ではないこと。(iii) カスタマーアプリケーションにアクセスするには、アプリケーションカスタマーとシーメンスとの間でプラットフォームに関する契約を 1 つ以上締結する必要があること。お客様は、カスタマーアプリケーションの使用料金を独自の裁量で設定し、アプリケーションカスタマーに関する全ての請求処理及び回収処理について責任を負うものとします。また、お客様は、アプリケーションカスタマー契約の履行及び適用法令の遵守について全面的に責任を負うものとします。
- 3.4.7 データ** 法律で規定されている場合、お客様は、カスタマーアプリケーションに関するアプリケーションカスタマーデータの収集、保存、処理、修正、開示等についてアプリケーションカスタマーに通知し、同意を得る必要があります。
- 3.4.8 テスト目的のライセンス供与** シーメンスがカスタマーアプリケーションに関する接続性をテストする目的で提供物をお客様に提供する場合、シーメンスはお客様に対して、当該テストの目的でのみ提供物を使用し、第三者にアクセスして使用することを許可する、譲渡不能、サブライセンス不能、期限付き且つ取消可能なライセンスを付与します。
- 3.4.9 パッケージ固有条件** 第 3.4.1 項乃至第 3.4.8 項に規定されている義務及び責任は、パッケージの一部であるカスタマーアプリケーションに適用されます。但し、第 3.4.6 項の (ii) は、次の条件に置き換わります：「(iii) (a) カスタマーアプリケーションとそれに関連するサービスについては、お客様及びアプリケーションカスタマーとの間にのみ契約が存在し、シーメンスとアプリケーションカスタマーとの間に契約は存在しないものとする。(b) 提供物については、シーメンス及びアプリケーションカスタマーとの間にのみ契約が存在し、お客様及びアプリケーションカスタマーとの間に契約は存在しないものとする」。更に、お客様は、シーメンスが独自の裁量においてアプリケーションカスタマーのパッケージアクティベーション要求を拒否する権利を留保することを示す明示的な条項を、アプリケーションカスタマー契約に含めるものとします。
- 3.5 アクセストークン固有条件** 一部のクラウドサービスでは、アクセストークンを発行することにより、アプリケーションカスタマーが、アプリケーションユーザーのアプリケーションからユーザーの操作することなく、データにアクセスすることができます。カスタマーアプリケーションで、アプリケーションカスタマーのアカウントに対してアクセストークンを発行するには、対象のカスタマーアプリケーションをアプリケーションカスタマーのアカウントにプロビジョニングし、データへのアクセスについて、お客様がアプリケーションカスタマーから明示的な同意を得る必要があります。シーメンスは、標準的なプロセス及びテンプレートを使用してこの同意を得るための技術的な手段をお客様に提供します。該当するドキュメントに詳細が記載されています。
- 3.6 イベントタイプの作成に関する固有条件** 一部のクラウドサービスでは、お客様自身で event types を作成することができます。イベントタイプを作成する場合は、それぞれの作成者（以下「**イベント所有者**」という。）が、そのイベントタイプを local 又は global として指定することができます。ローカルイベントタイプは非公開であり、関連するイベント所有者のアカウントへのアクセス権を持つユーザーのみが使用できます。グローバルイベントタイプは一覧表示され、全ての MindSphere ユーザーがこれにアクセスして使用することができます。デフォルトでは、新規作成されたイベントタイプはローカルとして指定されます。イベントタイプをグローバルとして指定することにより、関連するイベント所有者は、シーメンス及びその関連会社と現在及び将来の全ての MindSphere の顧客に対して、第三者がそれぞれのイベントタイプをプラットフォーム上で使用することを許可するための、譲渡不能、取消不能、及びロイヤリティフリーの権利を付与します。グローバルイベントタイプを使用することにより、顧客は、(i) グローバルイベントタイプの使用に関するいかなる関係も顧客と関連するイベント所有者との間のみ存在すること、(ii) シーメンスはグローバルイベントタイプのテスト、検証、又はその他の確認を行う義務を負わないこと、(iii) シーメンスはグローバルイベントタイプの使用又はサポートに関していかなる義務又は責任も負わないこと、及び、(iv) 関連するイベント所有者のみが随時変更でき、また、既存のグローバルイベントタイプの維持を中止できることを認め、同意するものとします。
- 3.7 Data Sharing 固有条件** 特定のクラウドサービスにより、お客様は Collaboration（以下「**Collaboration**」という。）の下で、特定のお客様のコンテンツへのアクセス（読み取り、又は読み取り及び書き込み）を別のアカウントに許可することができます。Collaboration が確立されると、共有アカウントでは、選択されたお客様のコンテンツを受信アカウントと共有できるようになります（以下「**Sharing**」という。）。Collaboration 及び個別の Sharing には、関係するアカウントの事前の承認が必要です。シーメンスと関係アカウントの間では、Collaboration は関係アカウント間でのみ行われ、シーメンスはその当事者ではなく、お客様のコンテンツの Collaboration 及び Sharing 共有の結果はシーメンスの管理範囲外であることが明示的に理解されているものとします。お客様は、第三者による誤用からお客様のコンテンツを合理的に保護するために必要な措置を実施することについて、責任を負います。
- 3.8 セルフホストアプリケーション固有条件** 特定のクラウドサービスでは、お客様はセルフホストアプリケーションをアカウントに登録し、お客様及び第三者に、展開、運用及び提供できます。お客様は、セルフホストアプリケーションに関連してお客様が使用する全ての第三者ソフトウェア又はサービス（ホスティング及び運用を含む）の適切なライセンスの調達及び保守について、単独で責任を負います。
- 3.9 MindConnect 統合の固有条件** 特定のクラウドサービスでは、お客様は第三者の社内システム及び第三者のクラウドベースサービスを、プラットフォーム上のアカウントに接続することができます。シーメンスは、MindConnect の統合により、プラットフォーム上のアダプタを使用できるようにしています。社内システムをプラットフォームに接続するには、お客様のデータセンタ

一のオンプレミスサーバーに特定の第三者ソフトウェア (以下「**統合ソフトウェア**」という。) をインストールする必要があります。シーメンスは、インターネット経由で統合ソフトウェアをダウンロードできる第三者ベンダーのウェブサイトにお客様を案内します。統合ソフトウェアのダウンロード及びインストールには、契約条件が別途適用されます。シーメンスは、お客様がクラウドサービスとの関連で統合ソフトウェアを使用できるようにするために、お客様に統合ソフトウェアの第三者のライセンスキーを提供します。これは、統合ソフトウェアとアカウントとの間の双方向データ通信に限定されます。統合ソフトウェアには、MindConnect の統合のサブスクリプション期間終了後にその使用を無効化するメカニズムが含まれている場合があります、お客様は、かかる無効化メカニズムの日時には干渉しないものとします。

3.10 **MindConnect Device Management Services 固有の条件** MindConnect Device Management サービスを利用することにより、お客様は、(本契約に基づくお客様の今後の義務が制限されることなしに) (i) 構成ファイル、ファームウェアイメージ等のデータ若しくはソフトウェア又は対応する文書又は条件が、接続されたデバイスに転送され実装されることにつき、お客様と関連するデバイス所有者又はユーザーとの間でのみ合意がなされること、及び、(ii) シーメンスはかかるコンテンツに関していかなる義務も責任も負わず、テスト、検証等のレビューを行う義務も負わないことを、了承し、同意するものとします。MindConnect Device Management サービスは、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク・サービスである Amazon CloudFront を活用し、リージョナルエッジキャッシュを使用して比較的遅延でコンテンツを配信します。リージョナルエッジキャッシュの場所は、次のウェブページで確認できます。 https://aws.amazon.com/cloudfront/features/?nc1=h_ls.

3.11 **MindSphere Remote Service 固有条件** 特定のクラウドサービスは、セキュリティで保護されたリモートログイン、リモートエンジニアリング、又はデータ転送のための手段を提供します。お客様は、データトラフィックが、暗号化 (トンネルの使用等)、データの機密性 (本稼働関連のデータ等)、又は国境を越えるトラフィックに関するものを含め (但し、これらに限定されない)、地域的制限又は禁止の対象となる可能性があることを了承するものとします。お客様は、かかる地域的制限又は禁止が適用されるかどうかを確認すること、及び、適用される法律に従ってクラウドサービスを使用することに、責任を負います。

4. データセンターの場所

デフォルトでは、保存されているお客様のコンテンツは、特定の主要地域 (以下「**エリア**」という。) に、次のとおり格納されます。シーメンスがお客様に選択肢を提示し、お客様がクラウドサービスの提供用に別のエリアを選択した場合、シーメンスはその選択されたエリア内にお客様のコンテンツを保存します。シーメンスは、お客様が、お客様のコンテンツにアクセス又は移動できる地域を、管理又は制限しません。

お客様が、法人化、認可等、法的に組織化されている国	エリア
MindSphere が使用できる国	EU

5. サポート及びサービスレベル

シーメンスが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla> に記載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークにより管理されます。このフレームワークは、以下の逸脱事項を参照することにより本契約に組み込まれます。

定期メンテナンス期間 <https://status.mindsphere.io/> に別段の定めがない限り、クラウドサービスには、サービス提供地域ごとに毎週の定期メンテナンス期間が以下のように設けられています。

EU: 土曜日 午前 4 時 59 分 (CET) ~ 土曜日 午後 4 時 59 分 (CET)

米国: 土曜日 午後 11 時 59 分 (EST) ~ 日曜日 午前 11 時 59 分 (EST)

日本: 土曜日 午後 11 時 59 分 (JST) ~ 日曜日 午前 11 時 59 分 (JST)

シーメンスは、定期メンテナンス期間の時間を延長又は変更する権利を有します。シーメンスは、商業上合理的な努力を払い、かかる変更又は定期メンテナンスの 7 日前までにお客様に通知するものとします。

シーメンスのアプリケーション シーメンスの MindSphere アプリケーションの場合、(i) 月間稼働率は、該当する製品シート及び固有の条件 (<https://siemens.mindsphere.io/en/docs/Product-Descriptions-Overview> で参照可能) に明記されます。また、(ii) 「クラウドサポートとサービスレベルのフレームワーク」に記載の稼働時間を確保するためのテクニカルサポート及び措置は、適用されません。

データ保持 データの保持は、データバックアップ (RPO) 及び事業継続期間 (RTO) に限定されます。